# 消防団出動区分表（Ｒ４．３．１０～）

| 指令＼出動区分 | 本部 | 地元の部 | 地元の分団 | 地元以外の分団 |
|---|---|---|---|---|
| 火災 | 出動 | 出動 | 出動 | 地元以外の分団は<br>石橋消防からの二回目（第二報）のメールが配信された場合のみ小屋へ参集し出動。<br><br>（第二報のメールが配信されない限り、小屋待機も出動も無し）<br><br>※ただし石橋消防からのメール内容をよく確認してください。<br>出動が要請される分団が指定されている可能性があります。 |
| 偵察 | 出動しない | 出動しない | 出動しない | |
| 自火報鳴動 | 出動しない | 出動しない | 出動しない | |
| 河川危険物漏洩 | 出動 | 出動 | 第二報のメールが配信されない限り、小屋待機も出動も無し | |
| 障害除去 | 出動 | 出動 | 第二報のメールが配信されない限り、小屋待機も出動も無し | |
| 水難救助 | 出動 | 出動 | 第二報のメールが配信されない限り、小屋待機も出動も無し | |
| 水防 | 出動 | 出動 | 出動 | |
| 自然災害 | ○地震（震度５以上）が発生したら各部は小屋待機をお願い致します。<br>○台風・大雨等時に気象庁から発令される気象警報発令時については、基本的に自宅待機。<br>→石橋消防指令メールが配信されたら上記区分表に沿って行動してください。<br>→小屋待機や参集が必要と判断された場合は、本部より分団ごとの連絡網もしくは壬生町防災メールでお伝えしますので、連絡が来たら行動してください。 | | | |

※団員の方の負担軽減、団員確保の観点から上記の出動態勢による出動をお願いさせていただいております。

※どの種類の指令を出すか微妙なケースがあるので、消防職員によって違う種類の指令になる場合があります。

※高速車両火災に関しては現場での本部の指示があるまで、高速道路にのぼることは控えてください。

※その他、団長が必要と判断した場合に参集メールが入る場合があります。

☆出動するかどうか微妙なケースの場合には各部において判断せず、必ず本部に確認のうえ、対応してください。
また、各部におかれましては、部内での出動区分・出動に対する意識の共有及び、団員の方やそのご家族の負担軽減のための出動区分設定ということをご理解いただき、消防団活動にあたっていただきますよう、お願い申し上げます。